

中華民国憲法

一九四六（民国三五）年十二月二十五日制定

一九四七（民国三六）年一月一日国民政府公布

一九四七（民国三六）年十二月二十五日施行

- [第十四章 憲法の施行及び改正](#)

前 言

中華民国国民大会は、国民全体の付託を受け、中華民国を創立した[孫中山先生](#)の遺教に依拠して、国権を強固にし、民権を保障し、社会の安寧を確立し、人民の福利を増進するために、この憲法を制定し、全国に頒布施行して、永く普く遵守することを誓う。

第一章 総則

第一条（国体）

中華民国は、三民主義に基づく民有、民治、民享の民主共和国とする。

第二条（主権在民）

中華民国の主権は、国民全体に属する。

第三条（国民）

中華民国の国籍を有する者は、中華民国国民とする。

第四条（領土）

中華民国の領土は、その固有の領域による。*国民大会の決議を経なければ変更することができない。*

第一百七十四条

憲法の改正は、次の手続の一によって行わなければならない：

1. *国民大会代表総数五分の一の発議により、三分の二の出席及び出席代表の四分の三の議決によって改正することができる。*
2. *立法院立法委員四分の一の発議により、四分の三の出席及び出席委員四分の三の議決に基づいて、憲法改正案を作成して国民大会にその承認を提議することができる。この憲法改正案は、国民大会開会の半年前に公告しなければならない。*